

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
 大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
 入れる組合です

**2015年3月末解雇阻止！
 5年上限撤回！**

**阪大を提訴したぞ！
 12月24日 第1回裁判傍聴に支援を！**

11月7日 熱気あふれる提訴報告集会を開催！

11月6日、私たちと石橋組合員は阪大を相手に、来年4月以降も雇用が続く身分であることを確認するために「将来の地位確認裁判」を大阪地裁に提訴した。7日夜には提訴報告集会をもった。最初に加藤分会長が提訴に至る経過と、解雇される前に阪大の不当性を争う新しい裁判への支援を訴えた。大阪労働者弁護団の中島光孝弁護士は裁判の意義を説明した。石橋組合員は「解雇とはこんなに残酷なものか」という心境を語り、闘う決意を述べた。関西圏大学非常勤講師組合の江尻書記長、アルバイト・派遣・パート非正規等労働組合の小山さん、労働者共闘、阪大分会員から「石橋さんと共に闘う」と熱い連帯の発言が続いた。

阪大教員の北泊さんは、理事が学部長を選考する動きであること、夏休みを長くして教員らの給料カットをねらった3学期制導入を一方的に決定したことなど、大学が学内民主主義を根本から否定する攻撃をかけていると訴えた。「これらの動きの一番えげつないのが今回の非常勤職員解雇問題である。一緒に頑張りたい」と力強く発言された。

「将来の地位確認」裁判のポイント

(中島光孝弁護士の講演から)

石橋組合員の雇用契約は、①景気の変動によらないこと、②仕事の種類・内容が無期契約労働者との差異がないこと、③司書の資格が前提であること、④長期間にわたって雇用の更新がされてきたこと、⑤定年まで働けるとの意向が示されていたことなどから、東芝柳町工場事件判決と同じか、それ以上に「無期契約」と異なる状態である。よって、石橋組合員ら長期非常勤職員の来年3月末雇止めは、労働契約法16条（客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇を無効とする）が適用され、解雇は無効である。

一方、石橋組合員は2013年4月の契約更新時に、これまでと同様に「3年更新」を要求し闘った。しかし、阪大は「2年契約」を強要し、さらに「更新しない」という文言を入れ、この契約書に押

印しなければ、2年という当面の雇用契約もしないという攻撃をかけてきた。このように最後の段階で「更新しない」という不更新条項を入れて、労働者をニッチもサッチもいかない状況に追い込んで約束させたのである。これは公序良俗に反して無効である。中島弁護士は「今回の裁判で『将来の地位確認』の利益を強く主張できるのは、組合と石橋組合員がずっと闘ってきたからです。共に頑張りましょう」と締めくくった。



第1回裁判

石橋組合員が冒頭陳述をおこないます。

12月24日(水)

11時30分～

◇場所 大阪地方裁判所

809号室

◇集合 11時15分

809号室前

■報告集会 12時～

大阪弁護士会館

*毎日放送VOICEの上映有



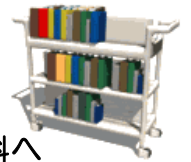
非常勤の「働きたい」を胸に闘う!!



自分の意思ではなく、しかも何年も前から予告されている雇止め（解雇）とはいったいどういうことなのか!? 最近、来年3月が近づくなかで現実的にその理不尽さを実感している。

人間科学研究科は、私の解雇を前提にして来年4月以降の欠員不補充案を出してきた。私をないがしろにしていることにすごく怒りを覚えたし、哀しくもなった（抗議文参照）。アンケートでも長期非常勤職員が自分の後任に採用された人に仕事の引き継ぎをさせられている実態を訴えている。解雇とはこんなにも残酷なものなのかと、ひしひしと感じている。

5年期限なども含めて、実に簡単に特に“非正規”労働者のクビを切れるというのが、現在の社会状況だ。阪大は、その社会状況を率先してつくっている。そんな状況を少しでも変えたい。今の職場で働きたい。私だけではなく、同じように感じている非常勤職員の声を胸に、何としても2015年3月末解雇を阻止したい。そんな気持ちで裁判にも取り組みます。ご支援をよろしくお願いします。（石橋組合員）



☆☆☆非正規労働者の談話室☆☆☆

11月4日、毎日放送 VOICE で石橋組合員が2015年3月末解雇阻止を訴えました。

徳島大学では、組合が大学と交渉し、非常勤職員約1000名が無期雇用となりました。

徳島大学教職員労働組合の山口書記長は「人を使い捨てる制度は教育機関として好ましくありません。そういうことをひとつひとつ言ったら（大学側が）きちんと正しい判断をした」と話しました。

非常勤職員の皆さん、雇用期限は当たり前ではありません。働けるために声をあげましょう!!

どんなことでも相談に来てください。お待ちしております。

12月11日（木）第2会議室

1月15日（木）視聴覚室

いずれも 18:00～

豊中市立千里中央公民館（千里中央駅下車）

11月28日、人間科学研究科へ 提出の「抗議文（抜粋）」

10月23日、山中浩司図書室長は石橋組合員を2015年3月末雇止め解雇した後の図書室体制について、欠員補充をしないという提案をおこないました。この日、石橋組合員は有給休暇をとっていました。石橋組合員の不在が自明である中で、山中図書室長がこのような提案をしたことは、石橋組合員の現在の職員としての地位やこれまでの経験を軽視するものであり、強い憤りを禁じえません。さらに、このことは石橋組合員の2015年3月末雇止め解雇を前提としており、断じて許すことはできません。

さらに、人間科学研究科は研究室を増室するために、図書室のスペースを6室分削減したいという方針案を出してきました。これは図書室の縮小であり、図書室の存続にかかわる重大な問題であり、看過できるものではありません。また、これは石橋組合員の継続雇用の要求に真っ向から敵対するものであり、断じて認めることはできません。

2015年3月末まで4か月となって、石橋組合員が将来の生活に対する不安にさらされている中で、ともに働いてきた人間科学研究科がこのような行為をしたことに対して、満腔の怒りをもって抗議します。



<編集後記・アンケートに取り組んで>

働く一人ひとりを大切に、物扱いしないで!

アンケートの回答を読んで、「こんなにも私たちは自由に声を上げる場がなかったんだ!」という事実に変更が気づかされました。阪大には、今やどこにも働く者が自由に自分を表現したり、意見を言ったりできる場がなくなってしまっていたのです。これはとても恐ろしいことです。また、働く人間に雇用期限を設け、まるで物のようにクーリング期間を設ける、阪大の目先だけの営利を優先する小汚いやり口に、私だけでなく学内の多くの人たちが僻易していることもわかりました。「働く一人ひとりを大切にする、物扱いしない」そんな“あたりまえ”のことが、あたりまえとなる大学の実現のため、学内の皆さんにとっても、今回のアンケートがそのきっかけとなればいいな、と思っています。（吉田組合員）